

令和2年7月7日
(一財)長崎県剣道連盟居合道部

居合道審査会及び講習会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

(一財)長崎県剣道連盟居合道部は(一財)全日本剣道連盟居合道委員会「審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」に沿って、「居合道審査会及び講習会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」(以下「審査・講習会ガイドライン」)を制定いたしました。

受審者はもとより、審査員、立ち合い、係員等すべての関係者(以下「関係者」)は、この「審査・講習会ガイドライン」を遵守して、安全な審査会・講習会の実施に努めます。

ガイドライン

【審査会を開催するにあたって】

1. 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者・受講者並びに関係者に対し、この「審査会・講習会ガイドライン」の内容を徹底する。
2. 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。
3. 主催者は、受審者・受講者並びに関係者以外(例えば、付き添いや見学者)は入場できないことを、あらかじめ徹底する。
4. 受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

【受審・受講にあたって】

1. 以下に該当する者は受審及び受講できない。
 - (ア) 基礎疾患のある者
これらの者が受講及び受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
 - (イ) 発熱のある者(個人差があるが、一般的には37.5度以上ある者をいう)
 - (ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (オ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
2. 受審者・受講者は、受審・受講日に自宅等で検温を行う。
3. 受審者及び受講者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。

- (ア) 実技審査時には面マスク、それ以外（実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。実技審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。

【入場にあたって】

1. 受審者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
2. 車での来場が許されている場合は、審査会場内での密集を避けるため、車内であらかじめ着替えを行った上、入場する。
3. 主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者及び受講者は施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。

(ア) やむを得ず行列になる場合に備え、入口外に2メートル毎に目印のテープを貼る。

(イ) 行列を整理するために、係員を適正に配置する。
4. 受審者及び受講者は施設への入場時、受付を必ず提示し、居合道手帳の確認をする。
5. 入場口にアルコール除菌液を設置し、受審者及び受講者は、手指消毒を行う。
6. 受審者及び受講者は体温測定を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、受審者の体温測定を行う。

(ア) 体温測定により 37.5 度以上ある者は、入場できない。

【審査会場内での留意事項】

1. 受審者及び受講者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにする。
2. 受審者は、審査会場では、実技審査時（面マスク使用）を除いて、常にマスクを着用する。関係者は、マスクを着用する。
3. 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
4. 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に除菌用アルコールを配置する。

【受付、更衣、受審者説明】

1. 受審者及び受講者は施設への入場時、受付を必ず提示し、居合道手帳の提示をする。
2. 人と人の距離を保つため、受付の前に、2メートル毎に目印のテープを貼る。
3. 受付が密集した場合、入場制限を行う。
4. 実技会場入口にアルコール消毒液を設置し、受審者及び受講者は入場の際、手指消毒を行う

【実技審査】

1. 実技審査に当たっては、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを必ず着用する。

【学科審査】

1. 受審者は、面マスク等を着用して受審する。
2. 人と人の距離を保つため、机の間隔を空ける。

【その他】

1. 講師、審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、マスクを着用する。
2. 休憩時間における講師及び審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めに取るようにする。
3. 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
4. 主催者は、多くの人に触れる用具、箇所（ドアノブなど）を定期的に消毒する。また、施設内トイレの出入口にアルコール消毒液を設置する。
5. 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
6. 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

以上